

## 1. はじめに

この報告は、優れた若手研究者の研究環境を改善して創造的な研究を促進する措置に関してひとつの観点を体系的に述べて、今後の一層本格的な検討のための素材を、研究・教育・行政に關与される各層に対して広く提供する目的で書かれている。取り上げた論点は決して悉皆的ではないし、個別の研究分野ごとに固有のミクロ的問題を取り上げて、各論的な検討を行ってもいけない。この報告の焦点は、人文科学・社会科学・自然科学に対して横断的に適用される促進・助成措置のマクロ的な考察に絞られていることを、冒頭に明記しておきたい。

## 2. 研究者養成に関する2つの基本的考え方

若手研究者の効果的な養成を通じて、日本の学術研究を全体としてレベル・アップさせるためには、基本的に2つの方法があると考えられる。第1の方法は、研究の裾野を形成する中堅研究者層・若手研究者層および研究補助者層の処遇を広範に改善して、堅実な研究活動を底辺から押し上げる措置である。第2の方法は、研究の最先端で突出した業績をあげる潜在能力を顕示した中堅研究者・若手研究者に優れた研究環境を選択的に提供してその潜在能力を十全に実現させ、分野の研究水準を結果的に引き上げる措置である。前者は研究者層を全体として下支えして、研究の平均水準を着実に押し上げるボトム・アップ型の方法であり、後者はいわば膜の表面の突起を選択的に摘み上げて、研究の最高峰をさらに高くするリーダーシップ養成型の方法である。明らかに、ボトム・アップ型助成に有効な制度的措置と、リーダーシップ養成型助成に有効な制度的措置とは、おのずからその性質を異にしている。若手研究者養成のための研究助成システムは、両方の措置を複合しつつ、目的適合的で選択的・実効的な適用が可能になるように、伸縮的に設計される必要がある。

## 3. 研究助成制度における競争メカニズムの重要性

先端的・創造的に卓越した研究は、顕著な研究成果があがった時点で振り返ると、いかにも歴然とした重要性を最初からもっていたかにみえる。だが、先端的かつ野心的な研究であればあるほど、その研究の萌芽期には成果の期待と意義はそれほど明瞭ではないこ

とが、例外というよりはむしろ通則である。それだけに、競争メカニズムによって複数の先端的・野心的な研究課題が重点的な助成の機会を競い合う公開性・透明性・衡平性に優れた制度的枠組みと、そのなかから優れた研究課題を見抜いて公的助成の対象とする的確・公正なレフェリー機構を確立することが、研究助成制度の効率性と有効性にとって決定的な重要性をもっている。特に、学会における認知度が相対的に低い若手研究者の場合には、研究助成システムへの衡平なアクセス機会の提供と、的確・公正なレフェリー機構の確立とは、既に学会で地位を確立した研究者の場合とは比較にならないほど重要な意義をもっている。

競争メカニズムというと、弱肉強食という表現に象徴されるように、日本では必ずしも明るいイメージがもたれていないように思われる。だが、競合する様々な研究課題のなかから自らを客観的に合理化できるプロジェクトが上昇の螺旋に取り付くことを可能にするために、競争メカニズムが優れた研究課題を発見する手続き (discovery procedure) として他をもっては替え難い意義をもっていることは、研究助成の制度設計に際しても忘れられてはならない。競争メカニズムの影の部分に対する配慮の必要性は認めるべきだが、とりわけ先端的・野心的な研究課題を助成するリーダーシップ養成型助成の場合には、競争的・客観的な選択プロセスの採用は必要不可欠である。

## 4．研究者養成システム：競争的研究費配分制度の在り方

### 4．1．基本的考え方

競争的・客観的な審査プロセスを経て先端的・野心的な研究課題を選択的に助成する制度においては、助成対象とされる研究課題を的確に審査するレフェリーの専門的な識見・能力・誠実が、最も重要な役割を果たすことは当然である。特に、基礎研究に対しては的確・公正な審査の重要性はとりわけ高いため、ピア・レビューを他の分野以上に重視すべきである。そのためにも、研究課題の意義と成果の期待を的確・公正に審査できるレフェリー層を、広範に確保する必要がある。日本の研究者集団の内部に的確なレフェリーを質・量ともに十分求めることができるほど、先端的な研究者層が厚い専門分野であれば問題はないが、審査対象となる研究課題次第ではレフェリー層の母集団を日本の研究者コミュニティに限定すべき特別の理由はない。アメリカのナショナル・サイエンス・ファウ

ンデーション (NSF) などは、国境に捕われずにピア・レビューを最適なレフェリーに依頼している事実があるだけに、相互性の観点からいっても、日本の研究者が申請する研究課題の客観的な評価を国境を越えて依頼することには、なんの不自然さもないことを強調したい。先端的研究における競争に国境はなく、成果の評価も国境とは無関係に普遍的な観点から行われる以上、研究課題の審査に際して的確なレフェリー層の厚みを増すひとつの手段として、また若い先端的研究者が飛躍する機会を広げるひとつの効果的な手段として、必要に応じて審査機構の国際化に踏み出すべきである<sup>1</sup>。

<sup>1</sup> 審査機構の国際化を主張する考え方と、日本の科学者集団の内部に十分な信頼性と厚みをもった潜在的レフェリー層を養成すべきだと主張する考え方とは、当然ながら全く矛盾しない。2つの方向で日本の学術研究の審査機構を改善する努力は、むしろ補完的な役割を担うものだというべきである。国家戦略的な意義をもつ研究課題や、期待される成果に知的財産権を巡る国際的なプライオリティ論争が発生する可能性がある研究課題の場合には、審査機構の国際化には限界があるという指摘もあるだけに、この点には特に注意を喚起しておきたい。

競争的審査プロセスを経て選択的助成の対象とされた優秀な若手研究者に対しては、研究の成否の見極めが付くまでの期間、思いきって潤沢な研究費を賦与するとともに研究推進の大幅な自律性を認め、限られた助成期間中に最大限の飛翔が可能になるように、寛大な優遇的助成措置を適用すべきである。

このように、優秀な先端的研究者の飛翔を支援するために、潤沢で伸縮性を備えた優遇的助成措置を制度化することには、少なくとも2つの重要な意義があることを指摘したい。第1に、優秀な先端的研究者に対して正当な評価と格別の処遇の機会が競争的に公開されていれば、ともすれば優劣の序列化よりも処遇の形式的平等性に傾斜しがちな日本の研究助成制度に戦略的な機動性を導入するとともに、若い研究者に一層の努力を行う誘因を賦与する効果を期待することができる。第2に、格段の優遇的助成を事後的に合理化する成果が実際に得られたかどうかを観察すれば、評価者の評価能力をも事後的にチェックすることができる。評価にはどうしても主観性が避け難いだけに、評価者の立場に身を置くことは、まさしくひとつの特権である。この特権が的確に行使されたかどうかを事後的に評価することは、優遇的助成制度の効率性と衡平性を担保するために、非常に重要な手

続きとなるのである。

#### 4.2. 日本の現行制度へのコメント

日本における競争的研究資金の公共的配分機構の典型的な一例は、文部科学省・日本学術振興会の科学研究費補助金制度である。この制度のもとで助成を申請している研究課題の総数は極めて膨大であって、助成対象となる研究課題を評価・審査するレフェリーにかかる負荷はあまりに過重だという指摘が、従来からしばしばなされてきた。また、申請される研究課題と審査員の専門領域との間にミスマッチがあるために、本来ならば助成に値しない研究課題が助成を受けるとか、逆に本来助成されるべき研究課題が助成対象からはずされるといった誤りが時折みられることも、従来から指摘されてきた。とはいえ、申請される研究課題の数の多さの理由の一端には、大型プロジェクトの助成申請が却下されれば研究の資金的基礎が枯渇することを恐れて研究者グループのメンバーが申請責任者の役割を分担しあい、複数の研究課題を同時に申請している実態があることも事実である。申請された研究課題に対する的確な審査体制が確立され、優れた研究課題が審査員のミスマッチによって採択されないという不効率・不衡平が避けられるようになれば、自縄自縛というべき過剰申請は多少とも抑制されるはずである。そのために有効な手段のひとつとして、研究者の専門分野を的確に表現するキーワードに基づいて、研究者とその研究分野に関するデータベースを一層充実させる措置が望まれる<sup>2</sup>。

<sup>2</sup> 現行の科学研究費審査機構においてレフェリーの負担が過大になっていると主張する一部の人々は、レフェリーの人数の飛躍的増加や、レフェリーに対する報酬の抜本的改善を求める提言をおこなっている。だが、現行のレフェリー制度のもうひとつの問題点は、一部のレフェリーが競争的研究資金の配分メカニズムのなかでレフェリー機構が担う決定的に重要な役割を十分に理解しているとは思われない事例が、皆無ではないという憂れうべき事実である。現行の科学研究費制度のもとでレフェリー候補者を推薦する役割を担っているのは日本学術会議であるだけに、制度全体の改善措置を真剣に模索するなかで、レフェリーの適格性を制度的に担保する工夫をさらに凝らす必要がある。

だが、それにしても助成を申請する研究課題の総数が多いことは事実なので、厳密・

詳細なピア・レビュー体制を整備するとか、審査員の母集団を国際化するという提案は非現実的だと思われがちだが、この議論はその前提から考え直す必要がある。

第1に、国際的な審査員母集団を前提とするピア・レビューが行われるべきカテゴリーは、多年度にわたる大型プロジェクトに対する研究助成の場合である。日本の学術研究のフロンティアを開拓する先端的な研究を担うこのクラスのプロジェクトに対しては、審査書類の英文化を要求したり、国際的なピア・レビューを導入したりすることは、まったく当然のことだと考えられる。

第2に、研究者層の裾野の拡大と重層化のための比較的小型で機動的な研究助成に関しては、審査体制の大幅な簡素化をはかる余地がある。極端に言えば、申請資格要件を明瞭にして、それをクリアするプロジェクトに対しては研究助成の機会を衡平に提供したうえで、研究成果に対する客観的な事後審査を、レフェリー付き雑誌への公刊頻度や引用頻度など客観的なデータに基づいて厳密に行い、さらに継続を含む次回以降の申請に際しては過去の研究助成と研究成果とのマッチングを重要な資格要件とすることも、十分な検討に値する措置である<sup>3</sup>。研究助成の審査制度を複線化する措置と、申請課題と研究成果とのマッチングを要求する自己責任制度とは、競争的な公的研究資金配分システムの車の両輪に位置付けられる。

<sup>3</sup> 申請課題と研究成果とのマッチングを要求するからとはいえ、研究のプロセスで当初の研究計画とは異なる方向に進んで挙げられた優れた成果を、事後的評価の対象から除外するという主旨ではまったくない。当初の研究課題が野心的で萌芽的なものであればあるほど、研究成果がとる最終的な姿は当初の研究計画とは乖離したものになる可能性は高いのが、創造的な研究活動の紛れもない現実だからである。ここでいう申請課題と研究成果とのマッチングの要請は、あくまで挙げられた研究成果の【質】が研究助成の【量】を事後的に合理化できるものであるかという観点に立つものなのである。

研究者の立場からいえば、公的な研究資金の一層潤沢で簡略な供給により、研究活動の物質的隘路が突破されること、提供された研究資金を配分するうえで自律性が大幅に認められ、制度的枠組みに過度に制約されない研究活動の自由度が増すこと、研究のインフラストラクチャーが老朽化して新たな研究のために更新が必要となれば、そのための財政措置を公的助成制度に要請できることが、研究環境の改善の具体的な要求になりがちであ

る。しかし、公的な研究資金の供給は創造的な研究活動を支える物質的な条件整備の重要な一部ではあるが、決してそのための必要十分条件ではないことに注意する必要がある。創造的な研究のための条件整備は、公的研究資金の量的な拡大に尽きるわけではないからである。

## 5．研究者養成システム：国際的ネットワークへのアクセス機会の拡大

### 5．1．基本的考え方

優秀な若手研究者養成のために研究・教育制度を拡充するもうひとつの重要な措置は、国際的な研究・教育ネットワークへのアクセス機会を拡大して、先端的な研究のフロンティアが開拓される現場感覚を、大学院学生を含む若手研究者に臨場感をもって早期に体験・体得させること、優れた成果を挙げた若手研究者には研究者集団のヒエラルキーを飛び越えて国際的な認知を得る機会を、競争的に提供することである。このような機会を広範に提供するための具体的措置としては、以下のいくつかの例をあげることができる。

第1に、研究機関の多国間交流システムをさらに拡充して、大学院学生および若手研究者が様々な国際共同研究・教育ネットワークに継続的・主体的に参加できるように、制度的に配慮する措置が考えられる。ヨーロッパのいくつかの研究・教育機関では、国と国が隣接していることもあって大学院レベルの共同研究・教育ネットワークが有機的に形成されて、複数の大学・研究所がそれぞれのスタッフの比較優位を補完的に活用しあう共同研究・教育システムを実現している。しかも、複数の共同研究・教育ネットワークが競争的に共存して、ヨーロッパにおける教育と研究の活性化に大きく寄与していることが注目される。日本の大学・研究機関がこのような既存の共同研究・教育ネットワークに参加して、大学院学生やポスト・ドクトリアル・フェロー (PDF) を含む若手研究者が国際的な研究活動のネットワーク外部性を享受する機会を拡大すること、日本の研究者が蓄積した研究・教育の知的資産を既存の共同研究・教育ネットワークに提供して、国際的ネットワークの価値あるメンバーとして恒常的に貢献することは、長期的にみて日本の研究・教育の国際的インフラストラクチャーの充実に寄与することは間違いない。そのみならず、アジアにおける国際共同研究・教育ネットワークの形成に日本の大学その他の研究機関がリーダーシップを発揮することができれば、日本の研究・教育システムの国際的プレゼンス

を改善することにも寄与できる。このような措置は、日本の若手研究者層の国際的な活躍の場の拡大にも繋がって、若手・中堅研究者層の処遇の改善に対しても積極的な意義をもつことが期待される。

第2に、外国人研究者を招聘して共同研究の推進を援助する制度を一層充実させて、大学院学生および若手研究者層が国際的な研究ネットワークにアクセスする機会を飛躍的に拡大する措置を講じる必要がある。優れた研究者を一定の期間日本の研究機関に招聘して公的な研究資金で共同研究を推進する以上、その研究者が体現している知的資産がでるだけ日本の若手研究者層に公共財的な外部効果をおよぼす配慮が必要であることは、公的な研究資金配分の効率性と有効性の観点からいって、むしろ当然のことである。招聘した研究者・招聘された研究者を中心として、関連する先端的な研究者を国の内外から招待して共同研究テーマを巡る最先端の国際ワークショップを開催すれば、当該招聘計画を契機として、その研究テーマに関する研究が国際的にも国内的にも飛躍する端緒が開かれることを期待することができる。

第3に、若手研究者が積極的な国際的情報発信に値する先端的な業績を挙げた場合には、彼らが置かれている当面の研究環境や地位・背景には関わりなく、その業績の敏速な認知と拡散が体系的に実現できるように、国際的にも国内的にも学会レベルの情報伝達メカニズムを充実させる必要がある。例えば、権威ある国際学会の年次大会や世界大会の機会に、最近1-2年の間にもっとも優れた業績を挙げた複数の若手研究者を招待講演者として招聘する仕組みをつくれれば、彼らの業績に対する国際的な認知度は飛躍的に高まることを期待できる。そのみならず、優れた成果に対して正当な国際的認知の制度的枠組みが存在することが、後に続く若手研究者層に対して多大な激励的效果をもつことは、改めて強調するまでもない。このような制度的枠組みの萌芽は、いくつかの研究分野の最先端の学会においては、現に観察されている。この傾向の一層体系的な制度化を、若手研究者を養成する仕組みを充実させる企ての重要な一環として、強固に位置つける必要がある。

## 5.2. 日本の現行制度へのコメント

日本学術振興会が管轄している外国人研究者招聘の制度的仕組みでも、招聘側の大学・研究所以外で招聘研究者が講演会やセミナーを行ったり、国際ワークショップを開

催する可能性は開かれていて、現に一定の成果をあげている。だが、このような制度が若手研究者養成の観点から十分体系的に活用されているとは言い難い。また、大学院学生やPDFが外国の学会で研究成果を報告するための資金助成制度もある程度存在して、実際に活用されている。だが、この場合に重要なことは優れた研究に対する認知と拡散のための制度的枠組みの設計と活用であって、単なる資金面の助成措置に留まらないことを認識する必要がある。国際的な共同研究・研究ネットワークの充実も含めて、日本の大学・研究所・学会のレベルで行なわれるべき努力の余地は、依然として非常に大きいのが実状である。

このような制度設計を通じて、創造的研究のフロンティアが切り開かれる現場に若手研究者層が早くからアクセスする機会を拡大すること、優れた成果を挙げた若手研究者が敏速にその業績を国際的に認知されて、一層の飛躍の機会にアクセスできるように配慮することは、公的資金の一層潤沢な配分によって研究者の物的処遇を改善する措置とならび、場合によってはそれ以上に、効果的・効率的な研究助成措置になると期待される。

## **6．研究の裾野を充実させるために：若手研究者の処遇を改善する措置**

### **6．1．基本的考え方**

日本の学術研究の裾野を形成する若手研究者の処遇を改善するために採るべき具体的措置としては、基本的に3つの改善策を提言したい。

第1に、自律的な研究推進能力をもつ若手研究者に対しては、研究課題の設定に関する自由度を高めること、最善の研究環境において研究課題を追求するために研究組織間の移動の自由度を高めること、研究を安定的に遂行するに足る研究資金助成の充足度を高めて処遇の改善をはかることが必要である。同じ盾の反面として、これだけの優遇的助成を得るに相応しい研究課題の選定手続きは、厳格・公正なレフェリー機構によって支えられた競争的審査メカニズムによって行なわれる必要がある。研究者としての能力や意欲とは直結しない指標による優遇措置は、研究者に対する処遇の改善措置としての成果の期待は必ずしも高くないのみならず、創造的な研究活動を支える制度的枠組みとしては相応しくないものと考えられる。

第2に、先端的研究課題を追求する研究プロジェクトのメンバーとして、研究を分

担・補助する作業に従事する大学院学生（以下「院生」と略記）、PDFなどの若手研究者層に対しては、研究課題に対する貢献に応じて研究助成金の伸縮的な配分を認めて、安定的な研究生生活を支持可能にする措置を講じる必要がある。この措置を実現するために、先端的な研究課題を追求する研究プロジェクトへの競争的研究資金の配分に際しては、研究代表者がチームの責任ある一員としてその貢献を積極的に評価する院生およびPDFに対して研究資金を配分し得るように、制度的な伸縮性を高める必要がある。また、研究成果の評価に際しては、院生およびPDFに対して研究資金の配分を合理化できるだけの成果実績を厳格に求めて、事後的なモニタリングを適宜・適正に行なうことが重要である。

第3に、若手研究者が大学院を終えた後に、あるいはPDFの期限が過ぎた後に研究職・教育職その他の職に就くプロセスをスムーズにするために、様々なレベルで制度的な援助措置が整備される必要がある。最近の大学院の定員増が著しいために、院生とPDFの就職状況が一挙に厳しさを増したこともあり、将来の日本の研究者層が安定的に供給されることを保障するために、また人材確保の国際競争において日本の科学・技術が著しい遅れをとらないために、この点に関する慎重な配慮を制度化することは、日本の若手研究者育成システムを拡充する作業の重要な一環である。この主旨の制度的措置のうちで学会レベルで実行可能な具体例としては、ジョブ・オープニングに関する情報を体系的に伝達する仕組み - 例えば、学会機関誌にジョブ・オープニングに関する情報を掲載するページを確保することを、関連する学会の間で取り決めて共同で実行する仕組み - を確立すること、関連する複数学会を大規模に共催して、ジョブ・インタビューをその機会に定期的に制度化すること、PDFとして研究する場合には従来の研究機関とは異なる機関で研究を遂行することを共同で推進して、様々な研究機関の間における人材の交流を日常化することなど、様々な措置が考えられる。さらに、公的機関における人材採用のチャンネルを多様化して、博士号をもち、相対的に長い研究経験をもつ人材に対して研究職・教育職以外の多様なキャリア・パスの可能性を拓くことも、人材活用の有効な措置として十分な検討に値することを指摘したい<sup>4</sup>。

<sup>4</sup> 若手研究者が安定した研究職・教育職を得る機会を狭める要因として見逃せない最近の事実は、人口の少子化・高齢化にともなって、大学の数および職位の数が削減されることは長期的には必至であるにも関わらず、定年延長によって若手研究者の就職機会をさらに狭める措置を進めつつある大学があるこ

とである。2001年にノーベル経済学賞を受賞したジョージ・アカロフは『ダム・サイトとしての職位』という論文のなかで職位をダム・サイトになぞらえて、ダム・サイトを小さなダムの建設によっていったん塞いでしまうと、後になってさらにふさわしい規模のダムを建設しようとしても、過去のコミットメントのためにダム・サイトの伸縮的な利用は不可能になってしまうと指摘したことがある。研究職・教育職に就く機会を優れた才能に公平に提供するためには、若手研究者のみに競争を強いるのではなく、卓越した業績をあげた研究者に対する【事後】的な例外措置は当然のこととして、少なくとも【事前】的には任期制の導入など研究者の流動性の促進方策を真剣に検討する必要がある。

## 6.2. 日本の現行制度へのコメント

若手研究者に対する現行の研究助成制度の具体例としては、様々な奨学金・奨励金制度、日本学術振興会の特別研究員制度、大学・研究機関の助手制度およびリサーチ・アシスタント(RA)、ティーチング・アシスタント(TA)制度などがある。若手研究者の処遇を改善する措置として、これらの制度を一層拡充することは必要不可欠である。ただし、複数の制度間の不整合性が本来の意図に反して摩擦の引き金となる場合があることには、十分留意する必要がある。選択可能な複数の処遇が併存する場合には、候補者の間で具体的な処遇の配分を決定する際に透明に公開された競争メカニズムを活用して、助成の効率性と衡平性を格段に高める配慮が必要である。

ところで、研究者コミュニティの一部には、若手研究者の処遇を改善するために、少なくとも大学院博士課程の学生には安定的な経済生活を保障する奨学金一以下ではこれを《生活保障的給付》と仮称する一を公的に支給すべきだという主張が見受けられる。この主張の延長線上には、博士課程における生活保障的給付、PDFとしての研究・生活保障的給付の後には、さらに【社会】が彼らのその後の生活を保障する制度を準備して、先端的研究のインフラストラクチャーが安定的に再生産される基盤を整備すべきだという主張がある。このような主張には、少なくとも以下の2つの観点から注意深い留保の余地があるように思われる。

第1に、大学院博士課程の学生に対して全て一律に生活保障的給付を支給することが優れた研究者を養成するための有効な措置であるかといえば、多分に疑問の余地がある。知的な意味で、あるいは美的な意味で創造的な職業を目指すものには、少なくともある程度まで自分の可能性に賭けてリスクを自ら引き受けて競争的自立のために不安と背中合わ

せの闘争をくぐり抜けるライフ・ステージが、ほとんど不可避的であるように思われる。このような考え方に立てば、一律な生活保障的給付がもつ誘引効果に対しては、慎重な留保の余地が残されている。

第2に、近年の院生の数の顕著な増大を背景にすれば、生活保障的給付の一律な公的支給をまかなうための予算措置は巨額にのぼらざるを得ないことは明らかである。それだけの公的給付を一般納税者の負担でまかなうことに、日本の学術研究のための人材確保という理由で広範な社会的理解と同意を得ることは、非常に難しいと考えざるを得ない。アメリカ、イギリス、ドイツ、フランスなどの諸国においても、博士課程の院生に対する研究助成は基本的に競争的な評価メカニズムを経由して配分されるTAあるいはRAとしてのサービスの対価として提供されているのであって、大学院博士課程の学生であるという【身分】や【資格】だけで生活保障的給付が一律に支給されているわけではないことにも、われわれは留意すべきである。個々の研究者にとってミクロ的には好都合な制度であっても、そのマクロ的帰結が社会的な合意と理解を得られそうにない場合 - 合成の誤謬がおこる場合 - には、想定されたミクロ的メリットに拘泥して実現可能性のない制度を社会に対して要求することは非生産的であるのみならず、一種の責任転嫁だという誹りも避けられないことを、研究者側も自戒すべきなのではあるまいか。

## 7. おわりに - 提言の要約 -

若手研究者のためのリーダーシップ養成型助成に関しては、本報告書は以下の提言を行った。

(1) 競争的研究資金の配分審査にあたる的確なレフェリー層を質・量ともに充実させるために、研究者の専門分野を的確に表現するキーワードに基づいて潜在的なレフェリー層に関するデータベースを整備するとともに、必要に応じてレフェリーの母集団を国際化する道に踏み出すべきである。

(2) 厳密な審査プロセスを経て競争的研究助成の対象とされた優秀な若手研究者に対しては、研究の成否の見極めが付くまでの期間、思いきって潤沢な研究費を配分するととも

に研究推進の大幅な自律性を認めて、限られた助成期間中に最大限の飛翔を可能にする措置を採用すべきである。

(3) 優れた研究成果を挙げた先端的な若手研究者には、研究者集団のヒエラルキーには関わりなく国際的な研究・教育ネットワークへのアクセス機会を提供して、国際的な認知を得る機会を提供すべきである。

若手研究者のためのボトム・アップ型助成に関しては、本報告書は以下の提言を行った。

(4) 自律的な研究を推進できる若手研究者に対しては、研究課題の選択に関する自由度を高めること、最善の環境で研究課題を追求できるように研究組織間の移動の自由度を高めること、研究を安定的に遂行するために競争的研究助成の充足度を高めることによって、処遇の改善をはかるべきである。

(5) 助成措置に相応しい研究課題を選定する手続きは、厳格・公正な審査機構に支えられた競争メカニズムによって行なわれるべきである。研究者としての能力や意欲に直結しない指標による優遇措置は、研究者に対する処遇の改善措置として成果の期待は高くないのみならず、創造的な研究活動を支える助成の制度的枠組みとは認め難い。

(6) 先端的な研究課題を追求するプロジェクトの分担・補助作業に従事する大学院学生、PDF などの若手研究者層に対しては、プロジェクトへの貢献に応じて研究助成金の伸縮的な配分を認め、安定的な研究生活を支持可能にする措置を講じるべきである。

(7) 若手研究者が大学院を終えた後、あるいは PDF の期限が過ぎた後に研究職・教育職その他の職に就くプロセスを円滑にするために、様々なレベルで制度的な援助措置を整備すべきである。